

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

2 土地に関する事項

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

4 譲渡予定価額に関する事項

5 その他参考となるべき事項

6 図面等

別添のとおり

備考

- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、土地登記事項証明書に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者、又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。